

2020



DISCLOSURE  
DISCLOSURE

フシキキ

# 目次

ごあいさつ	1
地域貢献ディスクロージャー	2
総代会	3
1. 概況及び組織に関する事項	6
■ 理念	
■ 経営方針	
■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	
■ 金融商品に係る勧誘方針	
■ 事務所の名称及び所在地	
■ 事業の組織図	
■ 理事及び監事の氏名	
■ 営業地区	
■ 自動機設置状況	
■ 業界関連会社（出資先）	
■ 当金庫の沿革	
2. 主要な事業の内容	14
3. 主要な事業に関する事項	15
■ 第97期（2019年度）における事業の概況	
■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
■ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
4. 事業の運営に関する事項	28
■ リスク管理の体制	
■ 法令等遵守（コンプライアンス）の体制	
■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	
■ 金融ADR制度への対応	
■ 地域金融円滑化について	
5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	34
■ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	
■ 監査報告書	
■ 債権の状況	
■ 役職員の報酬体系の情報開示について	
自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱）	47
■ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項	47
1. 自己資本の構成に関する開示事項	47
2. 定量的な開示事項	49
3. 定性的な開示事項	55

## ごあいさつ

会員及びお取引先の皆様方には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年度のわが国経済は、個人消費は堅調な雇用環境を受け底堅く推移したものの、米中貿易摩擦を受け海外経済の減速を背景に鈍化しました。そのような中、年度末に至り、「新型コロナウイルス」が猛威を振るい世界的感染拡大による経済活動の停止に伴い、未だ先行きの見えない状況となっています。

一方、金融情勢についてみますと日銀のマイナス金利政策が依然として継続され、当金庫を含め金融機関には、超低金利の中、預貸金利鞘が圧縮され、加えて、「新型コロナウイルス」感染拡大の影響を受け収益環境が一段と厳しいところとなっています。

また、当地域経済につきましては、主要な産業であるサービス・小売業が、県外の大手企業に押されて引き続き厳しい経営を余儀なくされています。

令和元年度の当金庫の業況をみますと、預金・貸出金ともに減少し、運用金利が低く利鞘が縮小するという厳しい環境の中、最終利益は 104 百万円を計上することができました。

また、経営効率の面では、諸効率は従来から良好な水準にあるほか、自己資本比率も 28.06% と高く、経営体力の優位性は変わっておりません。

このように、効率経営が保持できますのは、会員及びお取引先の皆様方の長年にわたるご支援とご協力の賜物であり、衷心より感謝申し上げます。

こうしたご支援にお応えするため、今後も「定期預金の高率付利」や「低金利貸出」など、地域貢献のための諸施策を継続してまいります。

更に、当金庫は経営体力強化のために、今後も引き続き格段の努力を傾注する所存であります。

今後とも倍旧のご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、皆様方の一層のご隆盛をお祈り申し上げます。

2020年 7月

理事長 古川 和男

## 地域貢献ディスクロージャー

当金庫は、津市・松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く）・鈴鹿市の3市を営業地区として、これら地区内の中小企業者や住民が出資して会員となり、お互いに助け合い、発展することを共通の理念として設立・運営している相互扶助型の地域金融機関であります。

当金庫は、社会的な要請に応じて「経営の透明性」を重視するとともに、「預金者保護」、「不良債権の発生防止」、「ローコスト経営」、「当地マーケットでのビジネスの徹底」、「迅速で確実な情報公開」などを重視して、堅実経営に徹することを基本理念としております。

また、当地域のお客さまの大切な資金を「安全」、「確実」、「有利」にお預かりし、お客さまの必要とする資金を「低利」、「安全」に融資する業務やその他の金融取引などを通じて、地域経済の発展に寄与するとともに、お客さまから信頼される金融機関となるべく、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底を図り、金融機関としての社会的な責任を果たすように努力を傾注しております。

なお、当金庫では、従来からお取引をいただく皆様へ ① 定期預金利息の高率付利 ② 低金利貸出の推進 ③ 出資配当率8%の継続などの諸施策を講じてまいりましたが、これらは「地域貢献」の最たるものであると確信しております。

今回のディスクロージャー誌の発行にあたり、当金庫の全貌を可能な限り詳細に開示することとしましたので、ご高覧に賜りますようお願い申し上げます。



三重県津市の花「ツツジ」

# 総代会

## 1. 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理想に、会員一人ひとりの意見を適正に反映させる協同組織金融機関です。

したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、実際の運営においては、当金庫の会員数が多く、総会の開催は事実上困難ですので、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるように、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

## 2. 総代の選任方法

### (1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、30人以上80人以内です。

なお、令和2年3月31日現在の会員数は2,886人です。

### ・選任区域

1地区（津市、鈴鹿市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く））

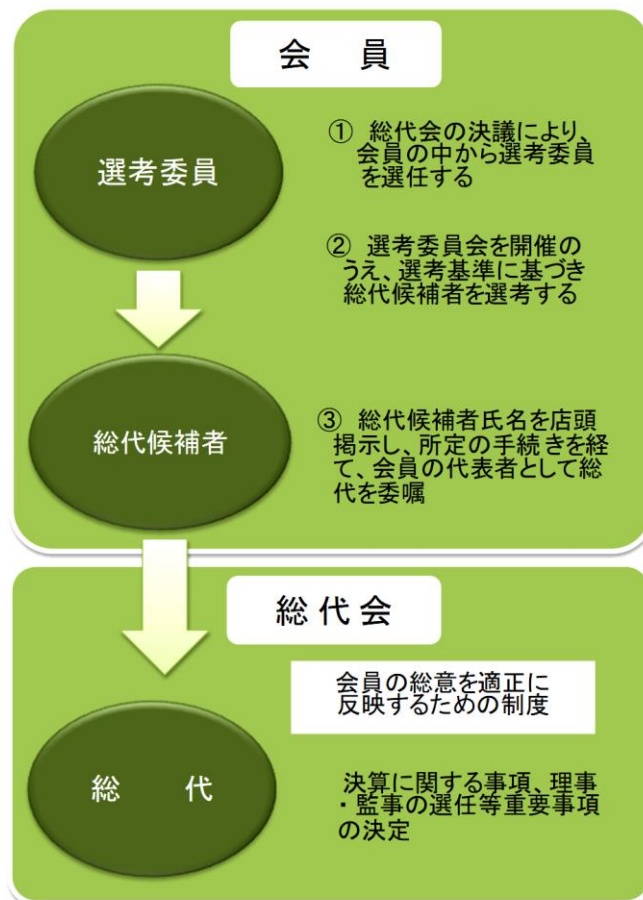
### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を任命する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員会が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

〈総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です〉



## 総代候補者選考基準

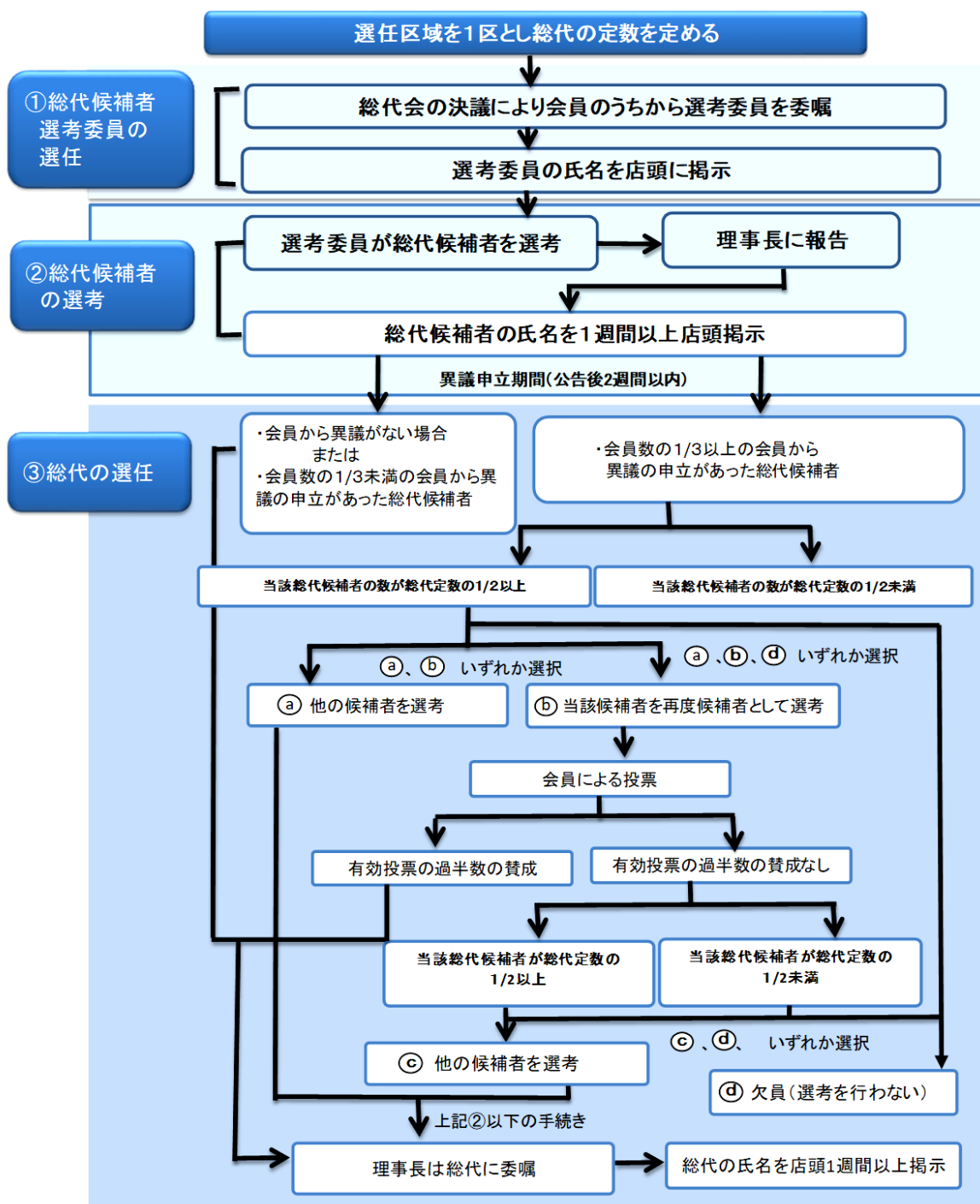
### 1. 資格要件

- ① 当金庫の会員であること。
- ② 就任時点で85歳を超えていない者。

### 2. 適格要件

- ① 地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること。
- ② 金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。
- ③ 地域の実情に通じ、金庫に対する協力者であること。
- ④ その他総代候補者選考委員が適格と認めた者。

### 〈総代が選任されるまでの手続について〉



### 3. 第97期通常総代会の決議事項

令和2年6月19日に開催しました第97期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

① 報告事項

第97期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）  
業務報告、貸借対照表および損益計算書の件

② 決議事項

第1号議案 剰余金処分案の件

第2号議案 理事選任の件

第3号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

### 4. 総代の氏名等（令和2年5月31日現在 50音順、敬称略）

任期：令和元年5月21日から令和4年5月20日

1 地区	津市、鈴鹿市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く）					6 2 名
青木伸一②	天野勝彦④	石川紀男④	石島太一③	市川幸孝④	伊藤洋一④	
井面祐一④	白井雅則④	大川吉崇④	大橋 悟④	大橋隆道④	大橋洋之①	
岡 裕④	岡田健次④	奥山正隆④	奥山正博④	角谷精造④	笠間哲治②	
加藤丈也④	川北明広②	川原田茂④	北角秀明④	木村禎孝③	楠 修次④	
倉田 忠②	倉田稔人②	倉田 均④	黒川庄三③	篠田啓甫④	鈴木武雄④	
鈴木喜晴④	菌部輝男④	高橋 章④	田中高彰③	田中嗣泰④	田中幹人④	
田中義嗣③	谷口繁喜④	谷口庄一④	辻原宣和③	東海義弘④	富岡英明④	
中藤 剛③	中村節夫④	西岡栄治④	西村昭彦④	丹羽 博④	野地洋彰②	
服部 靖②	花井昌之②	林 昭久④	原田正志④	廣田正治③	堀川隆市②	
前川勝典③	増井由紀子④	増田芳久①	水野 博③	森川七郎④	山川英行④	
山際茂生④	山本賢司④					

（注）氏名の後の数字は平成22年以降に選任した総代の就任回数です。

#### ・総代の属性別構成比

職業別	法人代表者 32.2%、個人事業主 46.7%、個人 20.9%
年代別	70代以上 74.1%、60代 17.7%、50代 8.0%
業種別	卸・小売業 27.4%、不動産業 25.8%、各種サービス業 16.1% 建設業 6.4%、製造業 1.6%、飲食業 1.6%、個人 20.9%

# 1. 概況及び組織に関する事項

## ■ 理 念

当金庫では、「透明性」と「公平性」に徹し、お取引先の皆様のご信頼にお応えすることを基本理念としております。

そのため「情報公開」は早期、的確に実施するよう万全を期しております。

更に、営業面では「地元マーケットへの感動の提供」、「不良債権の発生の防止」、「ローコスト経営の徹底」を三大指針としております。

また、1999年には①知りつくした市場で納得のいくビジネスに徹すること、②一点集中主義を貫くこと、などを内容とした「つしんきん経営哲学」を策定し、役職員に周知徹底して業務に活用することとしております。

このような理念と哲学により基本的な指針を掲げておりますが、「預金者保護」を最優先の課題としております。

## ■ 経営方針

役職員は心を新たにしてその総力を結集し、勇気と情熱と信念を持って一致協力して邁進します。

### 基本方針

1. 地域金融機関としての社会的責任を果たし、地域経済の発展とお取引先様の繁栄に貢献する。
2. 健全な経営を維持し、金融機関としての信用を高め、永久の発展をはかる。
3. 役職員の融和をはかり、健全な職場と従業員の明るい生活環境をつくる。



## ■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

2015年12月22日

津信用金庫

### 1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

### 2. 個人情報等の取得・利用について

#### (1) 個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○お客さまの個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

#### (2) 個人情報等の利用目的

○当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

#### A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第 110 条等により、個人情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第 111 条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

#### B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ③預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

#### (3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

### 3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

### 4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

## 5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

### ○リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

### ○クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトへアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

## 6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

○キャッシュカード発行・発送に関わる事務

○定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務

○ダイレクトメールの発送に関わる事務

○情報システムの運用・保守に関わる業務

## 7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫本部までご連絡下さい。

2005年3月17日制定

2006年 9月26日改正

2008年 3月 1日改正

2010年 5月21日改正

2015年12月22日改正

2018年 1月 1日改正

### 【個人情報に関する相談窓口】

津信用金庫 本部

住 所： 〒514-0027

三重県津市大門21-12

電話番号：059-228-2181

F A X：059-225-3264

Eメール：accept@tsushinkin.co.jp

## ■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等の際には、次の事項を遵守し、お客様の保護を図ることとします。

1. お客様の資産運用目的、知識、経験、財産の状況に照らして適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 商品の選択・購入はお客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、当該商品の重要事項について、誠心誠意説明いたしますので、お客様にはその旨のご確認をいただきます。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫におきましては、店舗内での勧誘については所定の営業時間内に行います。  
お客様からお申し出のある場合を除き、電話による勧誘及び顧客訪問はいたしません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## ■ 事務所の名称及び所在地

店舗一覧(2020年3月31日現在)

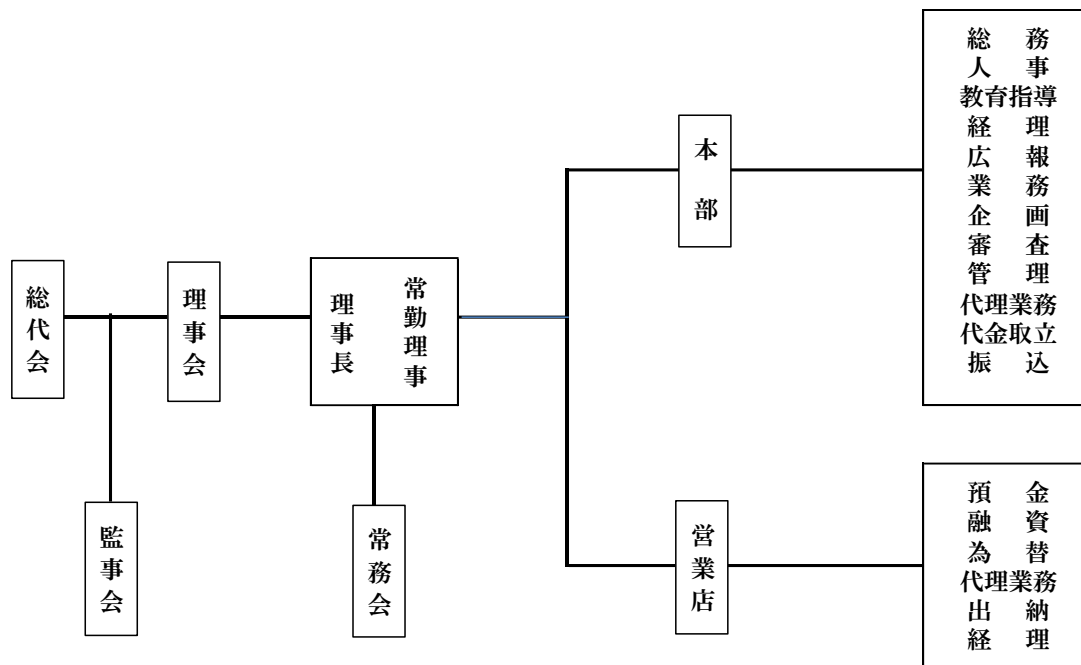
名称	所在地	電話番号	FAX番号
本店	津市大門2 1 番 1 2 号	059-227-6111	059-225-3267
新町支店	津市八町一丁目3番7号	059-227-7661	059-225-3254
津駅前支店	津市栄町三丁目2 6 1 番地	059-227-9181	059-225-3258
橋南支店	津市岩田1番1号	059-227-9155	059-225-3253
久居支店	津市久居本町1 3 5 0 番地	059-255-2376	059-256-6210
南郊支店	津市雲出本郷町1 7 0 7 番地の1	059-234-7151	059-234-8113
本部	津市大門2 1 番 1 2 号	059-228-2181	059-225-3264

## ■ 事業の組織図

当金庫は、「ローコスト経営」に徹することを指向しております。

そのため、組織を簡略化して最大の効果をあげることがを希求しております。

特に、本部は「小さい組織」であることを必須の要件として、「部課体制」をとっておりません。



## ■ 理事及び監事の氏名

役員一覧 (2020年6月30日現在)

理事長 (代表理事)	古川	和男
常勤理事	山内	不二雄 (※1)
常勤理事	北出	秀之
常勤理事	谷川	英夫
常勤理事	岡	琢治
常勤理事	中嶋	克之
常勤監事	古森	孝之
非常勤監事	赤塚	正利 (※2)

※1 理事 山内 不二雄は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 赤塚 正利は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## ■ 営業地区

津市一円、松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く）及び鈴鹿市一円

## ■ 自動機設置状況

・店舗内 6店舗      自動現金取引装置（ATM）15台      両替機 6台

## ■ 業界関連会社（出資先）

名 称	出 資 額 等	
(株) 中部しんきんカード	29株	145万円
(株) しんきん情報システムセンター	37株	185万円
(株) 東海信金ビジネス	40株	40万円
信金中央金庫	6,279口	62,790万円
一般社団法人しんきん共同システム運営機構	1口	100万円

## ■ 当金庫の沿革

大正12年 3月 産業組合法に基き、有限責任 津信用組合を設立

設立母体は、商工業者の齊美講である。

(津市中之番町大字津726番地の2)

昭和18年 8月 市街地信用組合法に基く、有限責任 津信用組合に改組

昭和25年 3月 中小企業等協同組合法に基く、信用協同組合 津信用組合に改組

昭和27年 2月 信用金庫法に基く、津信用金庫に改組

昭和27年10月 久居支店開設 (津市久居二ノ町1820番地)

昭和33年 3月 久居支店移転 (津市久居本町1347番地の1)

昭和35年12月 橋南支店開設 (津市岩田町1267番地)

昭和39年 3月 津駅前支店開設 (津市栄町三丁目40番地)

昭和43年11月 本店新築移転 (現在地 津市大門21番12号)

昭和45年11月 久居支店移転 (現在地 津市久居本町1350番地)

昭和46年12月 新町支店開設 (現在地 津市八町一丁目3番7号)

昭和47年12月 津駅前支店移転 (現在地 津市栄町三丁目261番地)

昭和48年12月 橋南支店新築 (現在地 津市岩田1番1号)

昭和50年 3月 南郊支店開設 (現在地 津市雲出本郷町1707番地の1)

昭和53年12月 日本銀行と当座取引開始

昭和54年12月 日本銀行歳入代理店業務開始

昭和59年 1月 国債等窓口販売開始

昭和59年 6月 日本銀行国債代理店業務開始

平成21年 3月 日本銀行国債代理店業務廃止

## 2. 主要な事業の内容

当金庫は、信用金庫法に基づき設立された金融機関です。

業務の内容は、下記のとおりで金融機関の三大業務を中心に行っております。

### 1. 預金業務

当座預金、普通預金（総合口座を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金等を取扱っております。

### 2. 貸出業務

#### ① 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

#### ② 手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。

### 3. 内国為替取引

振込、代金取立等の取扱いをしております。

### 4. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他有価証券に投資しております。

### 5. 上記1～4の業務に付随する業務

- ・ 債務の保証及び手形の引受
- ・ 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務
- ・ その他前記各号の業務に付帯または関連する業務
- ・ 業務の代理
  - 日本銀行歳入代理店業務
  - 地方公共団体の税金等の収納業務
  - 日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の代理店業務
  - 電気、電話料金等の収納業務



### 3. 主要な事業に関する事項

#### ■ 第97期（2019年度）における事業の概況

預金の当期末残高は、前期末に比べ1,948百万円減少し、102,395百万円となりました。（△1.86%）

預金の内容は、要払性預金の期末残高は19,163百万円と前年同期比639百万円増加（+3.45%）、定期性預金の期末残高は83,231百万円と前年同期比2,587百万円減少（△3.01%）となりました。

また、貸出金の当期末残高は、前期末に比べ683百万円減少し、15,844百万円となりました。（△4.13%）

経常収益は、前期に比べ5百万円減少し、715百万円となり、経常費用は、前期に比べ42百万円減少し、579百万円となりましたので、経常利益は、前期に比べ37百万円増加し、135百万円となりました。

その結果、当期純利益は、前期に比べ30百万円増加し、104百万円（+41.43%）となりました。

自己資本比率は、28.06%と、前年度に比べて1.82ポイント減少しました。当金庫は国内基準を採用しており、健全性の目安とされている4%を大きく上回っております。

貸出金などの資産については、自己査定実施要領に従って適正に査定を実施し、将来の不測の事態に備える貸倒引当金は296百万円（うち個別貸倒引当金276百万円）を引当てております。

## ■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益(千円)	912,218	852,284	787,988	720,989	715,557
経常費用(千円)	788,934	705,253	631,943	622,372	579,772
経常利益(千円)	123,284	147,031	156,044	98,617	135,784
当期純利益(千円)	89,752	112,949	112,742	73,937	104,576
出資総額(千円)	168,030	168,030	168,030	168,030	168,030
会員数(人)	3,266	3,175	3,085	2,984	2,886
出資総口数(口)	3,360,610	3,360,610	3,360,610	3,360,610	3,360,610
配当金(1口当たり、円)	4	4	4	4	4
純資産額(百万円)	10,261	10,063	9,959	9,893	9,623
総資産額(百万円)	126,075	123,771	119,941	114,857	112,463
うち貸出金残高	20,644	19,899	18,822	16,528	15,844
うち有価証券残高	49,652	50,455	50,011	51,619	52,782
総負債額(百万円)	115,814	113,707	109,982	104,964	102,840
うち預金積金残高	114,891	112,961	109,280	104,343	102,395
単体自己資本比率(%)	28.80	29.03	30.33	29.88	28.06
職員数(人)	31	31	31	32	31
役員数(人)	8	8	8	7	7
うち常勤役員数(人)	7	7	7	6	5

(注) 単体自己資本比率は、算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ■ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

- ① 資金運用収支、役務取引等収支等の内訳、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)

(単位:千円、%)

	2018年度	2019年度
資金運用収支	609,173	580,069
資金運用収益	659,282	621,346
貸出金利息	180,280	155,074
(うち金融機関貸付金利息)	(11,518)	(10,354)
預け金利息	83,271	56,660
有価証券利息配当金	379,742	393,625
その他受入利息	15,987	15,987
資金調達費用	50,108	41,277
預金利息	50,014	41,189
その他支払利息	94	88
役務取引等収支	33,968	34,214
役務取引等収益	46,571	45,764
受入為替手数料	24,531	23,267
その他の受入手数料	22,039	22,497
役務取引等費用	12,602	11,550
支払為替手数料	7,190	6,919
その他の支払手数料	1,061	1,139
その他の役務取引等費用	4,349	3,490

(単位:千円、%)

	2018年度	2019年度
その他の業務収支	2,329	1,773
その他業務収益	2,329	1,773
その他の業務収益	2,329	1,773
その他業務費用	0	0
その他の業務費用	0	0
一般貸倒引当金繰入額	13,072	-
業務粗利益	645,471	616,057
業務粗利益率	0.56	0.55

(注1) 業務粗利益は、金融機関の主要業務である預貸金業務等(資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支)にかかる利益のことであります。

(注2) 業務粗利益率は、業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定の期中平残で除して算出しております。

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
業務純益	98,098	105,642
実質業務純益		105,642
コア業務純益		105,642
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		105,642

(注1) 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

(注2) 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

(注3) コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(注4) 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。

## ② 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び利鞘

	期中平均残高(百万円)			期中受取・支払利息(千円)			利回り(%)		
	2018年度	2019年度	増減	2018年度	2019年度	増減	2018年度	2019年度	増減
資金運用勘定	114,751	110,343	△4,408	659,282	621,346	△37,936	0.57	0.56	△0.01
うち貸出金	17,502	15,775	△1,727	180,280	155,074	△25,206	1.03	0.98	△0.05
うち預け金	47,287	42,703	△4,584	83,271	56,660	△26,611	0.17	0.13	△0.04
うち有価証券	49,333	51,236	1,903	379,742	393,625	13,883	0.76	0.76	0.00
資金調達勘定	107,448	102,948	△4,500	50,108	41,277	△8,831	0.04	0.04	0.00
うち預金積金	107,430	102,930	△4,500	50,014	41,189	△8,825	0.04	0.04	0.00

	2018年度	2019年度	増減(△)
資金運用利回り(%)	0.57	0.56	△0.01
資金調達原価率(%)	0.54	0.53	△0.01
総資金利鞘(%)	0.03	0.03	0.00

### ③ 総資産経常利益率、総資産当期純利益率の状況

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率(%)	0.08	0.12
経常利益(千円)	98,617	135,784
総資産当期純利益率(%)	0.06	0.09
当期純利益(千円)	73,937	104,576
総資産期中平残(千円)	116,729,944	112,284,020

### ④ 主要経費の内訳

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
経費	534,301	510,414
人件費	296,036	269,606
物件費	228,979	231,295
事務費	101,091	102,222
固定資産費	48,808	54,574
事業費	14,310	13,173
人事厚生費	510	661
預金保険料	37,074	34,660
有形固定資産償却	27,017	25,668
税金	9,285	9,512

### ⑤ 預金に関する指標

#### ・期中平均残高の状況

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
預金積金	107,430	102,930
流動性預金	18,323	18,852
当座預金	437	466
普通預金	17,589	18,088
貯蓄預金	185	179
通知預金	-	-
別段預金	92	88
納税準備預金	18	28
定期性預金	89,106	84,078
定期預金	88,769	83,717
うち固定金利定期預金	88,769	83,717
うち変動金利定期預金	0	0
定期積金	336	360

・期末残高の状況

(単位:百万円)

	2018 年度	2019 年度
預金積金	104,343	102,395
流動性預金	18,524	19,163
当座預金	393	537
普通預金	17,826	18,232
貯蓄預金	188	171
通知預金	-	-
別段預金	95	185
納税準備預金	21	36
定期性預金	85,819	83,231
定期預金	85,469	82,892
うち固定金利定期預金	85,469	82,892
うち変動金利定期預金	0	0
定期積金	349	338

(注) 譲渡性預金の取扱いは、ありません。

・預金者別預金の期末残高の状況

(単位:百万円)

	2018 年度	2019 年度
預金積金	104,343	102,395
個人預金	94,226	91,846
法人預金	10,117	10,549
一般法人預金	6,410	6,183
金融機関預金	22	20
公金預金	3,684	4,345
会員預金	15,918	15,959
非会員預金	88,425	86,436

・財形貯蓄預金の期末残高の状況

(単位:百万円)

	2018 年度	2019 年度
計	29	22
一般財形貯蓄預金	6	3
財形年金貯蓄預金	23	18
財形住宅貯蓄預金	-	-

・役職員 1 人当たり及び 1 店舗当たりの預金残高の状況

(単位:百万円)

	期中平残		期末残高	
	2018 年度	2019 年度	2018 年度	2019 年度
役職員 1 人当たり	2,827	2,859	2,745	2,844
1 店舗当たり	17,905	17,155	17,390	17,065

⑥ 貸出金に関する指標

・期中平均残高の状況

(単位:百万円)

	2018 年度	2019 年度
貸出金	17,502	15,775
割引手形	9	15
手形貸付	458	399
証書貸付	16,598	14,989
当座貸越	435	369

・期末残高の状況

(単位:百万円)

	2018 年度	2019 年度
貸出金	16,528	15,844
割引手形	13	12
手形貸付	520	270
証書貸付	15,609	15,146
当座貸越	385	414
変動金利貸出金	9,841	9,085
固定金利貸出金	6,687	6,759

・使途別（設備資金、運転資金の別）貸出金残高の状況

(単位:百万円、%)

	2018 年度	2019 年度
貸出金	16,528	15,844
設備資金	12,714	12,394
構成比	76.9	78.2
運転資金	3,813	3,449
構成比	23.0	21.7

・消費者ローン・住宅ローンの状況

(単位:百万円)

	2018 年度	2019 年度
計	1,292	1,162
消費者ローン	114	109
住宅ローン	1,178	1,053

・役職員 1 人当たり及び 1 店舗当たりの貸出金残高の状況

(単位:百万円)

	期中平残		期末残高	
	2018 年度	2019 年度	2018 年度	2019 年度
役職員 1 人当たり	460	438	434	440
1 店舗当たり	2,917	2,629	2,754	2,640

・担保の種類別貸出金残高の状況及び債務保証見返の状況

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金	16,528	15,844
計	4,782	4,291
当金庫預金積金	815	767
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	3,967	3,523
その他	-	-
計	11,745	11,552
信用保証協会・信用保険	134	45
保証	52	53
信用	11,558	11,454

債務保証見返額	2	1
計	2	1
不動産	-	-
信用保証協会・信用保険	2	1

・業種別の貸出金残高の状況

(単位:先、百万円、%)

業種区分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	10	171	1.0	8	142	0.8
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	14	540	3.2	15	460	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	23	1,109	6.7	20	1,048	6.6
金融業、保険業	2	953	5.7	2	953	6.0
不動産業	83	3,928	23.7	79	3,553	22.4
物品賃貸業	1	16	0.0	1	16	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	4	42	0.2	4	29	0.1
宿泊業	1	10	0.0	1	7	0.0
飲食業	13	377	2.2	10	354	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	7	791	4.7	7	819	5.1
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	8	525	3.1	8	458	2.8
その他のサービス	10	506	3.0	9	502	3.1
小計	176	8,972	54.2	164	8,346	52.6
地方公共団体	2	5,719	34.6	2	5,794	36.5
個人	347	1,835	11.0	318	1,703	10.7
合計	525	16,528	100.0	484	15,844	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

・預貸率の状況

(単位:%)

		2018年度	2019年度
預貸率	期末値	15.84	15.47
	期中平均値	16.29	15.32

・貸倒引当金の期末残高及び期中増減額の状況

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2018年度	0	13	-	0	13	
	2019年度	13	20	-	13	20	
個別貸倒引当金	2018年度	313	316	-	313	316	
	2019年度	316	276	-	316	276	
合計	2018年度	314	329	-	314	329	
	2019年度	329	296	-	329	296	

(注) 当期減少額のその他欄について、一般貸倒引当金は洗替えによる取崩額を個別貸倒引当金は税法による取崩額等を記載しております。

・貸出金償却額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金償却額	-	-

直接償却はありませんでした。

⑦ 有価証券等に関する指標

・商品有価証券の状況

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
取得原価 (償却原価)	-	-
貸借対照表計上額	-	-
評価益	-	-
評価損	-	-



・有価証券の種類別の残存期間別残高

2018年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	1,651	5,906	521	-	-	-	8,078
地方債	332	10,755	7,078	6,198	-	-	-	24,365
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,537	2,171	5,117	6,021	2,793	1,210	-	18,853
株式	-	-	-	-	-	-	219	219
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	102	102
合計	1,870	14,578	18,103	12,741	2,793	1,210	321	51,619

2019年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	5,824	2,159	-	-	-	-	7,983
地方債	1,312	12,628	9,881	-	-	-	-	23,822
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	90	3,885	5,523	6,210	1,951	2,774	-	20,435
株式	-	-	-	-	-	-	214	214
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	326	326
合計	1,402	22,338	17,564	6,210	1,951	2,774	540	52,782

・有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
国債	7,796	7,796
地方債	23,951	23,638
短期社債	-	-
社債	17,348	19,392
株式	229	229
外国証券	-	-
その他の証券	7	179
合計	49,333	51,236

・有価証券の種類別の期末残高

有価証券期末残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
国債	8,078	7,983
地方債	24,365	23,822
短期社債	-	-
社債	18,853	20,435
株式	219	214
外国証券	-	-
その他の証券	102	326
合計	51,619	52,782

・預証率の状況

(単位:%)

		2018 年度	2019 年度
預証率	期末値	49.47	51.54
	期中平均値	45.92	49.77

・金銭の信託等の期末残高の状況

(単位:百万円)

		2018 年度	2019 年度
帳簿価額		-	-
時価		-	-

(注)「時価」は、上場有価証券については決算日時価で、非上場有価証券のうち価格等の算定が可能なもの(証券業協会が公表する売買価格・公社債店頭気配等による)については時価相当額で、その他のものについては帳簿価格で記載しております。

・買入金銭債権の期末残高の状況

(単位:百万円)

		2018 年度	2019 年度
帳簿価額		-	-
時価		-	-

・金融先物取引等

取扱いありません。

・デリバティブ取引

取扱いありません。

・先物外国為替取引

取扱いありません。

・有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

取扱いありません。

・有価証券先物取引又は外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

取扱いありません。

・外貨建資産の状況

該当ありません。

⑧ 証券業務の状況

・公社債の引受の状況

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
計	18	7
国債	-	-
地方債	-	-
政府保証債	18	7

・公社債の窓販の実績

取扱いありません。

・公共債のディーリング実績

取扱いありません。

⑨ 為替に関する指標

・内国為替の取扱の状況

(単位:件、百万円)

			2018年度	2019年度
振込	仕向	件数	67,565	64,879
		金額	30,016	28,586
	被仕向	件数	73,251	70,198
		金額	25,958	26,343
代金取立	仕向	件数	102	85
		金額	36	17
	被仕向	件数	6	3
		金額	6	2

・外国為替の取扱の状況

該当ありません。

⑩ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
計	266	222
信金中央金庫	2	1
(独)住宅金融支援機構	243	198
(独)福祉医療機構	6	4
(独)中小企業基盤整備機構	15	18

⑪ 手数料一覧（消費税等を含んで表示しております。）

※ 為替手数料

・振込手数料（1口）

（単位:円）

		自店(当店内)あて		当金庫他店あて		他行庫あて	
		電信扱い	文書扱い	電信扱い	文書扱い	電信扱い	文書扱い
一般の振込	10万円超	無料	-	440	440	880	880
	3万円以上、10万円以下	無料	-	440	440	770	660
	1万円以上、3万円未満	無料	-	220	220	550	440
	1万円未満	無料	-	110	110	440	330
ATMによる振込	3万円以上	無料	-	330	-	550	-
	1万円以上、3万円未満	無料	-	110	-	330	-
	1万円未満	無料	-	110	-	220	-
IB資金移動 FB総合振込	3万円以上	無料	-	330	-	660	-
	1万円以上、3万円未満	無料	-	110	-	440	-
	1万円未満	無料	-	110	-	330	-
定額自動送金制度 による振込	3万円以上	無料	-	330	-	550	-
	1万円以上、3万円未満	無料	-	110	-	330	-
	1万円未満	無料	-	110	-	220	-
振込組戻手数料	1口当たり	660	-	660	660	660	660

※視覚障がい者の方の「一般の振込」の手数料は、「ATMによる振込」の手数料とします。

・代金取立手数料

（単位:円）

当金庫本支店分	1通	220	
津手形交換所分	1通	220	
津手形交換所以外	1通	660	
個別取立	1通	880	
広域交換取立料	百五銀行本支店 (津交換所除く)	1通	440
	その他	1通	880

（単位:円）

		本支店あて	他行庫あて
代金取立 組戻手数料	1通	440	660
不渡手形 返却手数料	1通	440	660

(注) 個別取立の場合、他に実費が必要な場合があります。

※ その他の手数料

(単位:円)

残高証明書	1通	550
小切手帳発行	1冊	660
約束手形帳発行	1冊	880
為替手形帳発行	1冊	880
保証小切手発行	1通	550
オンライン照会票	1件	330
通帳・証書等再発行	1件	550
CDカード等再発行	1枚	550
融資変更契約料	1件	5,500
融資繰上返済手数料	1回	5,500
保護預り(1袋)	年間	3,960
債券保護預り(1口)	年間	1,320
株式等振込取扱手数料	1件	11,000
住宅ローン控除証明書	1通	550

(単位:円)

コピー代金	1通	15
両替手数料(窓口)	1~10枚	無料
	11~100枚	110
	101~500枚	220
	501~1,000枚	440
	1,001~2,000枚	660
	2,001~	所定の金額
両替手数料(両替機)	1~10枚	無料
	11~500枚	100
	501~1,000枚	200
	1,001~1,500枚	300
	1,501~2,000枚	400
個人情報開示手数料	店頭開示	550
	郵送開示	1,100

※ ATM利用料

(単位:円)

	ご入金		ご出金	
	平日18時まで	土曜日14時まで	平日18時まで	土曜日14時まで
当金庫のお客様	無料	無料	無料	無料
他の信用金庫のお客様	無料	無料	無料	無料
第2地方銀行、信用組合、労働金庫のお客様	110	220	110	110
都市銀行、信託銀行、地方銀行、県外JA、漁協のお客様	利用できません	利用できません	110	110
百五銀行、第三銀行、県下JAのお客様	利用できません	利用できません	無料	110
ゆうちょ銀行のお客様	110	110	110	110
	平日18時すぎ	土曜日14時すぎ	平日18時すぎ	土曜日14時すぎ
当金庫のお客様	無料	無料	110	110
他の信用金庫のお客様	110	110	110	110
第2地方銀行、信用組合、労働金庫のお客様	220	220	220	220
都市銀行、信託銀行、地方銀行、県外JA、漁協のお客様	利用できません	利用できません	220	220
百五銀行、第三銀行、県下JAのお客様	利用できません	利用できません	110	110
ゆうちょ銀行のお客様	220	220	220	220

## 4. 事業の運営に関する事項

### ■ リスク管理の体制

社会経済の変化、技術革新、制度の改正、金融業務の複雑多様化などによって金融機関をとりまくリスクも拡大し、多岐となっております。

こうしたなかで当金庫では、「信用リスク」、「信用集中リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等のリスクには格段の注意を払い、組織的に対応するため、機能の強化に努めております。

### ■ 法令等遵守（コンプライアンス）の体制

信用金庫の行う業務は、各種の法令やルールのもとに行われております。

当金庫は、これらの法令やルールに則って適正に業務を行うため、重要な事項については総代会や理事会に諮り決定しております。

特に金融機関は公共的性格を有しているため、法令等遵守を強く求められております。

このため当金庫では、「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定して、全役職員に配布し、その内容の周知、徹底を図るなど、法令等遵守に徹しております。

### ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

#### ① 中小企業の経営の改善について

地域の取引企業及び個人のお客さまより、企業経営の安定及び改善を図るため、相談の申込みなどがあつた場合には、地域を知り尽くした私どもが当該企業などの事情をしっかりと承り、課題解決に向けて真摯に取り組めます。

そのため、必要な場合は、外部の専門家あるいは外部機関等専門の組織などと連携を図り対応します。

#### ② 地域の活性化について

地域の中小金融機関として、預金取引については等しく、かつ、できる限り高利付利で、融資取引については低金利で応じることとし、金利でもって地域の活性化に努めております。

## ■ 金融ADR制度への対応

### 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または本部で受け付けております。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、本部とも連携を図り、迅速、公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。  
苦情等は営業店または次の本部にお申し出ください。

津信用金庫 本部
住 所：津市大門2 1 番 1 2 号
電話番号：059-228-2181
受付時間：午前9時から午後4時30分まで（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談

※ お客さまの個人情報は、苦情等の解決を図るため、またはお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記本部にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
1. 住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日 時間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～16:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、本部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫本部にお尋ねください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、地域の弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

本制度のご利用については、全国しんきん相談所または当金庫本部にお尋ねください。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、愛知県弁護士会の紛争解決センターに案件を移管し、当該弁護士会等で手続きを進めることができます。

本制度のご利用については、全国しんきん相談所または当金庫本部にお尋ねください。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1) 営業店および本部に責任者をおくとともに、本部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。

(2) 苦情等のお申し出については、事実関係を把握し、営業店および本部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。

(3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を本部から行います。

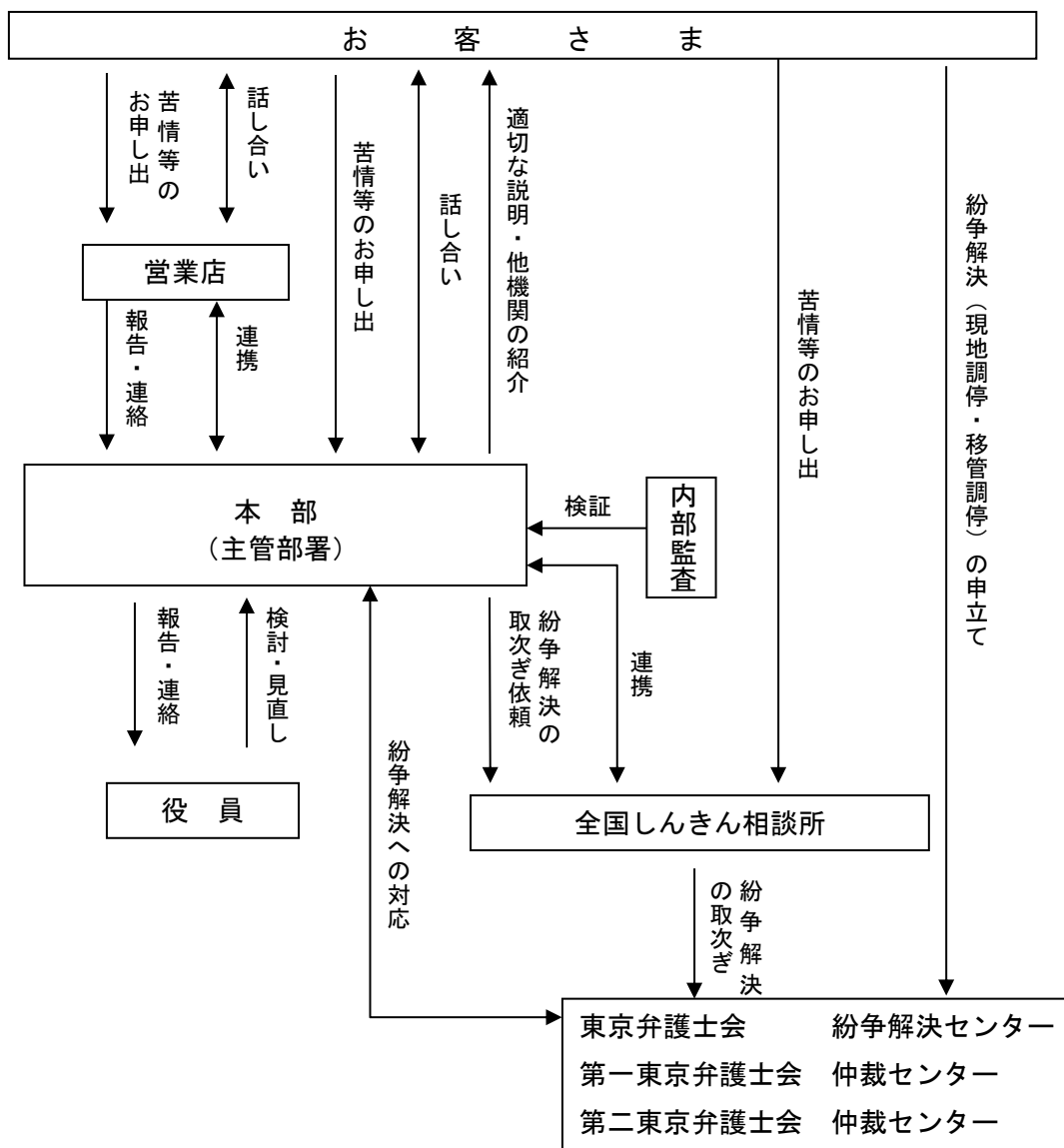
(4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望に応じて適切な機関をご紹介します。

(5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。



- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10) 苦情等への取組体制



## ■ 地域金融円滑化について

### ○ 金融円滑化基本方針

当金庫では、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

#### 1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、営業地域が限定された信用金庫にとって、重要な社会的使命であります。

当金庫は、お客さまの資金需要や貸出条件の変更等の申込みがあった場合、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に承り、事情を把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

#### 2. 金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備

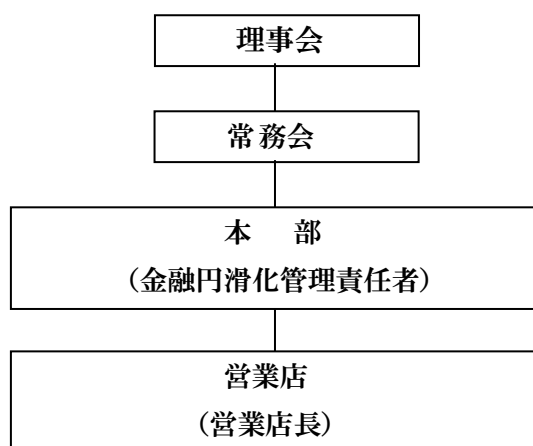
当金庫は、取組み方針を適切に実施するため、次のとおり必要な態勢を整備しています。

- ・金融円滑化管理方針を策定し、金庫全体に周知させました。
- ・金融円滑化管理責任者を選任し、本方針の実行に当たります。
- ・金融円滑化に関するご相談、ご要望及び苦情は、全営業店及び本部で承ります。

#### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸出条件の変更等の申し出があり、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めていきます。

### ◎ 金融円滑化に関する組織図



- ・貸出条件の変更等に関する相談・申込の状況については、記録の作成・保管をするとともに、金融円滑化管理の状況を経営陣に報告することとしております。
- ・貸出条件の変更等に関する苦情等があった場合には、営業店を通じ金融円滑化管理責任者に報告することになっております。
- ・従来より、取引先の経営改善に向けた支援活動には、真摯に取り組んでおります。
- お客さまからの経営相談・経営指導や苦情相談は、次の窓口をご利用ください。

・津信用金庫 本部

電話によるご相談 平日 午前9：00～午後4：30

電話 059-228-2181

郵送によるご相談 津市大門21番12号

・津信用金庫 各営業店

窓口によるご相談 平日 午前9：00～午前12：00

午後1：00～午後3：00

電話によるご相談 平日 午前9：00～午後4：00

本 店 059-227-6111

新町支店 059-227-7661

津駅前支店 059-227-9181

橋南支店 059-227-9155

久居支店 059-255-2376

南郊支店 059-234-7151

郵送によるご相談 本 店 津市大門21番12号

新町支店 津市八町一丁目3番7号

津駅前支店 津市栄町三丁目261番地

橋南支店 津市岩田1番1号

久居支店 津市久居本町1350番地

南郊支店 津市雲出本郷町1707番地の1

## 5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

### ■ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

#### ・ 貸借対照表（資産の部）

（単位:百万円）

	2018年度	2019年度
(資産の部)		
現金	1,245	1,325
預け金	44,150	41,191
有価証券	51,619	52,782
国債	8,078	7,983
地方債	24,365	23,822
社債	18,853	20,435
株式	219	214
投資信託	102	326
貸出金	16,528	15,844
割引手形	13	12
手形貸付	520	270
証書貸付	15,609	15,146
当座貸越	385	414
その他資産	759	740
未決済為替貸	6	3
信金中金出資金	627	627
未収収益	117	102
その他の資産	7	7
有形固定資産	872	860
建物	95	89
土地	500	500
その他の有形固定資産	276	270
無形固定資産	1	1
ソフトウェア	1	1
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	9	11
債務保証見返	2	1
貸倒引当金	△329	△296
(うち個別貸倒引当金)	(△316)	(△276)
資産の部合計	114,857	112,463

・ 貸借対照表（負債・純資産の部）

（単位:百万円）

	2018 年度	2019 年度
（負債の部）		
預金積金	104,343	102,395
当座預金	393	537
普通預金	17,826	18,232
貯蓄預金	188	171
定期預金	85,469	82,892
定期積金	349	338
その他の預金	116	221
その他負債	126	93
未決済為替借	14	9
未払費用	33	31
給付補填備金	0	0
未払法人税等	24	24
前受収益	3	3
払戻未済金	0	-
払戻未済持分	0	0
職員預り金	17	18
その他の負債	31	5
賞与引当金	12	12
役員退職慰労引当金	134	140
睡眠預金払戻損失引当金	37	32
偶発損失引当金	7	0
繰延税金負債	298	163
債務保証	2	1
負債の部合計	104,964	102,840
（純資産の部）		
出資金	168	168
普通出資金	168	168
利益剰余金	8,811	8,902
利益準備金	168	168
その他利益剰余金	8,643	8,734
特別積立金	8,200	8,400
当期末処分剰余金	443	334
会員勘定合計	8,979	9,070
その他有価証券評価差額金	914	552
評価・換算差額等合計	914	552
純資産の部合計	9,893	9,623
負債及び純資産の部合計	114,857	112,463

(注)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	23年～47年
その他の有形固定資産	2年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。  
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成 24 年 7 月 4 日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成 27 年 3 月 26 日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(平成 31 年 3 月 31 日現在)	
年金資産の額	1,650,650 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453 百万円
差引額	△131,803 百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成 31 年 3 月分)	0.0244 %

### ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 180,752 百万円及び別途積立金 48,949 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 4 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 912 百万円

13. 貸出金のうち破綻先債権額、延滞債権額

破綻先債権額	－ 百万円
延滞債権額	627 百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

14. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額 － 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額 48 百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

16. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額 675 百万円

なお、13. から 16. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 12 百万円であります。

18. 担保に供している資産

日本銀行歳入代理店契約に基づく債務の担保として、地方債 101 百万円、内国為替決済担保として預け金 7,000 百万円、三重県税収納代理担保として預け金 3 百万円、津市水道料収納代理担保として預け金 0 百万円を差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額 2,863 円 66 銭

## 20. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当金庫は、管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか本部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ② 市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

日常的には本部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

##### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、有価証券運用規程等に従い行われております。

本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

この情報は本部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

##### (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量をVaRにより四半期毎に計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間 240 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年)により算出しており、令和 2 年 3 月 31 日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で 1,034 百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。



### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

## 21. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	41,191	41,322	130
(2) 有価証券 その他有価証券	52,598	52,598	-
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	15,844 △296		
	15,548	16,372	824
金融資産計	109,338	110,293	954
(1) 預金積金(*1)	102,395	102,457	61
金融負債計	102,395	102,457	61

(\*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### (注1) 金融商品の時価等の算定方法

#### 金融資産

##### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(1年未満についてはLIBOR、1年以上についてはSWAP金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

##### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22.及び23.に記載しております。

##### (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控

除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満については LIBOR、1年以上については SWAP 金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(1年未満については LIBOR、1年以上については SWAP 金利)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	183
組合出資金(*2)	628
合 計	812

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。23.も同様であります。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	43,587	42,766	820
	国 債	7,983	7,797	186
	地 方 債	23,822	23,357	464
	短期社債	—	—	—
	社 債	11,781	11,611	169
	そ の 他	134	128	6
	小 計	43,722	42,895	827
貸借対照表 計上額が取得原価を超えないもの	株 式	30	30	0
	債 券	8,654	8,706	△52
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	8,654	8,706	△52
	そ の 他	191	204	△12
	小 計	8,876	8,941	△65
合 計	52,598	51,836	761	

### 23. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

### 24. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、15百万円(うち、株式15百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落しているためであります。

### 25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は16,551百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが321百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も必要に応じて契約の見直し、与信保全上の処置を講じております。

### 26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	3百万円
貸倒引当金	68百万円
睡眠預金払戻損失引当金	8百万円
減価償却費	13百万円
偶発損失引当金	0百万円
役員退職慰労引当金	38百万円
株式減損	4百万円
減損損失	75百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	219百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△170百万円
評価性引当額小計	△170百万円
繰延税金資産合計	48百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	3百万円
その他有価証券評価差額金	209百万円
繰延税金負債合計	212百万円
繰延税金負債の純額	163百万円

・損益計算書 (1/2)

(単位:千円)

	2018 年度	2019 年度
経常収益	720,989	715,557
資金運用収益	659,282	621,346
貸出金利息	180,280	155,074
預け金利息	83,271	56,660
有価証券利息配当金	379,742	393,625
その他の受入利息	15,987	15,987
役務取引等収益	46,571	45,764
受入為替手数料	24,531	23,267
その他の役務収益	22,039	22,497
その他業務収益	2,329	1,773
その他の業務収益	2,329	1,773
その他経常収益	12,806	46,672
貸倒引当金戻入益	-	33,513
その他の経常収益	12,806	13,158
経常費用	622,372	579,772
資金調達費用	50,108	41,277
預金利息	49,952	41,130
給付補填備金繰入額	61	59
その他の支払利息	94	88
役務取引等費用	12,602	11,550
支払為替手数料	7,190	6,919
その他の役務費用	5,411	4,630
その他業務費用	0	0
その他の業務費用	0	0
経 費	537,943	510,414
人件費	299,678	269,606
物件費	228,979	231,295
税 金	9,285	9,512

・損益計算書 (2/2)

(単位:千円)

	2018 年度	2019 年度
その他経常費用	21,717	16,530
貸倒引当金繰入額	15,527	-
株式等償却	-	15,896
その他の経常費用	6,189	633
経常利益	98,617	135,784
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期純利益	98,617	135,784
法人税、住民税及び事業税	27,057	29,333
法人税等調整額	△2,377	1,874
法人税等合計	24,679	31,208
当期純利益	73,937	104,576
繰越金(当期首残高)	369,717	230,254
当期末処分剰余金	443,655	334,830

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 31 円 11 銭

・剰余金処分計算書

(単位:千円)

	2018 年度	2019 年度
当期末処分剰余金	443,655	334,830
剰余金処分数額	213,401	13,442
普通出資に対する配当金	13,401	13,442
	(年8%の割合)	(年8%の割合)
特別積立金	200,000	-
繰越金(当期末残高)	230,254	321,388

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月19日

津信用金庫

理事長 古川 和男

■ 監査報告書

- ・2018年度及び2019年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査を受けております。

## ■ 債権の状況

### ・ リスク管理債権の引当・保全の状況

(単位:百万円)

区 分		残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率(%)
破綻先債権	2018年度	14	14	-	100.00
	2019年度	-	-	-	-
延滞債権	2018年度	705	383	316	99.23
	2019年度	627	336	276	97.66
3ヵ月以上延滞債権	2018年度	-	-	-	-
	2019年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	2018年度	54	46	-	85.00
	2019年度	48	43	-	88.98
合 計	2018年度	775	445	316	98.24
	2019年度	675	379	276	97.03

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - 更生手続開始の申立てがあった債務者
  - 再生手続開始の申立てがあった債務者
  - 破産手続開始の申立てがあった債務者
  - 特別清算開始の申立てがあった債務者
  - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
- 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

・ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額(c)		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
					貸倒引当金 (d)		
金融再生法上の 不良債権	2018年度	775	761	445	316	98.24	95.86
	2019年度	675	655	379	276	97.03	93.24
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2018年度	499	499	239	260	100.00	100.00
	2019年度	429	429	182	247	100.00	100.00
危険債権	2018年度	220	215	159	55	97.54	91.11
	2019年度	197	182	153	29	92.57	66.48
要管理債権	2018年度	54	46	46	-	85.00	-
	2019年度	48	43	43	-	88.98	-
正常債権	2018年度	15,772					
	2019年度	15,173					
合 計	2018年度	16,547					
	2019年度	15,849					

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## ■ 役職員の報酬体系の情報開示について

### 〈報酬体系について〉

#### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### (2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	52

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」46百万円、「退職慰勞金」5百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

#### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



## 自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱)

### ■ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

#### 1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2018年度	2019年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,966	9,057
うち、出資金及び資本剰余金の額	168	168
うち、利益剰余金の額	8,811	8,902
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13	20
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13	20
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,979	9,077
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	6	8
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8	9
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	8,971	9,067

(単位:百万円)

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	28,766	31,090
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	1,250	1,213
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	30,016	32,304
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(二))	29.88%	28.06%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第1項において準用する銀行法第 14 条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 2. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2018 年度		2019 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額(オン・バランス)合計	28,765	1,150	31,089	1,243
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	30,190	1,207	32,514	1,300
1.現金	-	-	-	-
2.我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
3.外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
4.国際決済銀行等向け	-	-	-	-
5.我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
7.国際開発銀行向け	-	-	-	-
8.地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
9.我が国の政府関係機関向け	8	0	7	0
10.地方三公社向け	-	-	-	-
11.金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	8,482	339	7,795	311
12.法人等向け	9,392	375	10,090	403
13.中小企業等向け及び個人向け	96	3	81	3
14.抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
15.不動産取得等事業向け	2,027	81	1,883	75
16.3 ヶ月以上延滞等	-	-	-	-
17.取立未済手形	1	0	0	0
18.信用保証協会等による保証付	12	0	4	0
19.株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
20.出資等	330	13	547	21
出資等のエクスポージャー	330	13	547	21
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
21.上記以外	9,839	393	12,104	484
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,881	195	7,385	295
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	627	25	627	25
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	564	22	548	21
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	3,765	150	3,542	141
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-

(単位:百万円)

③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オフ・バランス取引	1	0	0	0
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1	0	0	0
(うち借入金の保証)	1	0	0	0
ハ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,250	50	1,213	48
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	30,016	1,200	32,304	1,292

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

3. 「3 ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## (2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

## ＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分  地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引				有価証券		預け金			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	115,235	112,805	16,547	15,849	51,619	52,782	44,150	41,191	-	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	115,235	112,805	16,547	15,849	51,619	52,782	44,150	41,191	-	-
製 造 業	6,712	7,032	171	142	6,541	6,889	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	547	668	547	469	-	198	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	924	1,616	-	-	924	1,616	-	-	-	-
情報通信業	819	810	-	-	819	810	-	-	-	-
運輸業、郵便業	6,351	6,283	-	-	6,351	6,283	-	-	-	-
卸売業、小売業	1,677	1,607	1,165	1,100	511	506	-	-	14	-
金融業、保険業	48,062	45,660	956	957	2,955	3,510	44,150	41,191	-	-
不 動 産 業	4,147	3,992	4,044	3,666	102	326	-	-	-	-
物品賃貸業	16	16	16	16	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	261	243	60	43	201	199	-	-	-	-
宿 泊 業	10	7	10	7	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	391	366	391	366	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス 業、娯楽業	808	831	808	831	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	575	509	575	509	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	506	502	506	502	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	38,940	38,230	5,732	5,794	33,208	32,436	-	-	-	-
個 人	1,560	1,438	1,560	1,438	-	-	-	-	-	-
そ の 他	2,921	2,985	-	-	3	3	-	-	-	-
業 種 別 合 計	115,235	112,805	16,547	15,849	51,619	52,782	44,150	41,191	14	-
1 年 以 下	35,997	34,922	1,124	517	1,870	1,402	33,003	33,003	-	-
1年超3年以下	15,470	23,459	892	1,121	14,578	22,338	-	-	-	-
3年超5年以下	20,705	20,056	2,602	4,492	18,103	17,564	-	-	-	-
5年超7年以下	17,001	6,819	4,260	609	12,741	6,210	-	-	-	-
7年超10年以下	7,358	6,357	2,065	3,406	2,793	1,951	2,500	1,000	-	-
1 0 年 超	8,630	9,281	5,420	5,507	1,210	2,774	2,000	1,000	-	-
期 間 の 定 め の な い も の	10,074	9,911	181	195	321	540	6,647	6,188	-	-
残存期間別合計	115,235	112,805	16,547	15,849	51,619	52,782	44,150	41,191	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金・その他資産が含まれます。

また、有価証券の「その他」には、ユーロ円債等が含まれます。

4. 上記の残存期間別「期間の定めのないもの」には、現金・その他資産等が含まれます。

5. 貸出金には未収利息が含まれています。

6. デリバティブ取引は、ありません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

22 ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中増減額の状況」をご参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	41	-	4	26	77	51	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	13	-	1	0	108	108	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	-	-	60	6	102	96	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	2	2	13	10	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	14	0	-	4	14	9	-	-
合 計	68	0	67	40	316	276	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2018 年度		2019 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	42,347	-	42,010
10%	-	132	-	44
20%	6,807	42,411	7,206	38,979
35%	-	-	-	-
50%	8,109	-	8,510	-
75%	-	348	-	303
100%	500	11,937	1,002	11,646
150%	-	-	-	-
250%	-	1,228	-	2,223
1250%	-	-	-	-
合 計	15,418	98,405	16,719	95,208
総 合 計		113,824		111,927

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. ソブリン向け及び金融機関向けのエクスポージャーについては、カントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイト区分を用いています。

### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	821	765	684	559	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

取扱いありません。

### (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

取扱いありません。

### (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	138	138	356	356
非上場株式等	812	812	812	812
合計	950	950	1,169	1,169

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2018 年度	2019 年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	-	15

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018 年度	2019 年度
評価損益	△7	△6

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018 年度	2019 年度
評価損益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2018 年度	2019 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク									
項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方平行シフト	2,270	2,703	263	178				
2	下方平行シフト	0	0	0	0				
3	スティープ化	1,254	1,520						
4	フラット化	0	0						
5	短期金利上昇	454	481						
6	短期金利低下	0	0						
7	最大値	2,270	2,703	263	178				
		ホ				へ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,067		8,971					

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成 31 年金融庁告示第 3 号(2019 年 2 月 18 日)による改正を受け、開示しております。



### 3. 定性的な開示事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)が変動するリスクや、運用(貸出金や有価証券)と調達(預金)の金利差から得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、市場リスクの管理に努めています。

金利リスク量の計測方法としては、金利が1ベーシスポイント上昇した場合の現在価値変動額(BPV)を月次ごとに計測し、リスク管理を行っています。リスク管理の方法としては自己資本額に対する金利リスク量の比率を計算し、資産や負債の期間構成を変動させること等により、金利リスクをコントロールしています。

#### (2) 金利リスクの算定方法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

$\Delta EVE$  … 金利ショック(円貨の場合金利が1%上昇)に対する経済価値の減少額

$\Delta NII$  … 金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収益の減少額

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均期間	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は考慮していません
複数の通貨の集計方法及びその前提	外貨建ての金融商品は取扱いがないため、外貨は集計していません
スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)	金利ショック幅はリスクフリーレートを使用しており、スプレッドは考慮していません
内部モデルの使用等、 $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ に重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用していません
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	前年度と比較して $\Delta EVE$ は減少しましたが、一方で $\Delta NII$ は増加しました。これは金利ショックに対して、経済価値の変動よりも金利収益への影響が大きいことを示しています
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要性テストの値は基準値(20%)を上回っていますが、自己資本額を考慮すると問題ない水準であると考えています

② 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

銀行勘定の金利リスクについては、 $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ のほかにVaRにより金利リスク量を計測しています。VaRについては預金、貸金、預け金、有価証券等の業務別に、信頼区間99%、観測期間5年、保有期間240日の条件により月次で計測し、常務会に報告しています。また、統合的リスク管理として、金利リスクを含む市場リスクに加えて、信用リスク、オペレーショナルリスクを加算した銀行勘定全体のリスク量を計測し、4半期毎に理事会に諮っています。



**津信用金庫**

津市大門 21 番 12 号 TEL059-228-2181

<http://www.tsushinkin.co.jp>